

第 75 号 議 案

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例

長崎県国民健康保険条例（平成29年長崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（年齢調整後医療費指数）</p> <p>第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。</p>	<p>（年齢調整後医療費指数）</p> <p>第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号</u>に掲げる値とする。</p>
<p>（一般納付金所得係数）</p> <p>第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>(1) 県に係る算定政令第9条第5項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 算定政令第9条第5項第2号に掲げる額</p>	<p>（一般納付金所得係数）</p> <p>第12条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>(1) 県に係る<u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号</u>に掲げる額</p> <p>(2) <u>算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号</u>に掲げる額</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

(一般納付金所得等割合)

第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- (1) 算定政令第10条第3項第1号に掲げる額
- (2) 算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

## 2 略

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第17条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金所得等割合)

第13条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第16条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- (1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額
- (2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

## 2 略

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第17条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令附則第10条第4項第1号に掲げる数とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。